

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 名 称

この会を大井東中学校生徒会と呼びます。

第2条 会 員

この会は大井東中学校生徒全員を会員とします。

第3条 目 的

この会は学校の教育方針に基づき、私たちの自主的、自発的活動によって、誇りある大井東中学校を目指し、心身ともに健全な民主社会の一員として基礎を養います。

第4条 事 業

この会は前条の目的を達成するために次のことを行います。

- 1.わたしたちの学校生活をより高め充実させることを目指す活動を行います。
- 2.学校の行事に積極的に参加する活動を行います。
- 3.その他、生徒会の目的を達成するために必要な活動を行います。

第2章 組 織

第5条 組 織

この会は次のように組織されます。

第6条 生徒総会

- 1.生徒総会は生徒会の最高決議機関です。会期ごとに1回開き、会員の3分の1以上の要求があったときは臨時で開くことができます。
- 2.生徒総会においては次のことを審議することができます。
 - ①生徒会の目的達成に必要な活動の決定及び承認
 - ②予算の決定及び決算の承認
 - ③会則の決定及び改廃

第7条 専門委員会

1.この会の活動を旬日させるために次の専門委員会をおきます。

①生活 ②保健 ③体育 ④図書 ⑤福祉 ⑥放送 ⑦美化 ⑧給食

2.専門委員会は各学級から男女問わず選出された2名の委員で構成されます。

3.例外として保健、体育は各学級から男女1名ずつで選出された2名の委員で構成されます。

4.委員会の連絡、調整のため委員長会議をおきます。

第8条 委員長会議

1.委員長会議は基本、毎月の委員会終了後、午後4時10分から実施します。

※行事前など臨時で実施することがあります。

2.委員長会議は本部生徒、各専門委員長、各学年学級委員長により構成されます。

3.委員長会議は生徒会本部と生徒会員を結び、本部の意思を全員に伝えたりします。

第9条 学級委員会

1.学年共通の問題や行動などの連絡調整などのために学級委員会をおきます。

2.学級委員会は各学級から男女1名ずつで選出された2名の委員で構成されます。

第10条 選挙管理委員会

1.選挙管理委員会は、生徒会本部役員選挙の管理を行います。

2.選挙管理委員会は、各学級より男女問わず選出された1名の委員で構成されます。

第3章 役 員

第11条 役 員

この会に次の役員をおきます。

会長1名 副会長2名 総務5名

第12条 役員選挙

本部役員の会長、副会長、総務は、会員中より直接選挙で選出されます。

なお、選挙規定は別に定めます。

第13条 任 期

役員の任期は1期とします。ただし、再任は妨げません。1年を1期とします。

第14条 役員の任務

- 1.会長は生徒会を代表し、生徒会活動の中心となり、生徒総会、委員長会議などを開催し、その決定事項を実施します。
- 2.副会長は会長の補助を行い、会長が担当できない場合は代理を行います。
- 3.総務は会議の記録の作成、生徒会予算の編成、決済の報告を行います。

第4章 会 計

第15条 会 費

この会の会費は年間500円とします。

第16条 会計年度

この会の会計年度は4月より3月とします。

第17条 出 納

現金の出納は生徒会顧問が行います。なお、支出は、予算に基づき学校長の許可を得て行います。

第18条 会 計 簿

会計簿は、決算期に会員へ報告します。

第5章 生徒会顧問及び職員会議

第19条 指導と承認

この会の運営については、生徒会顧問の指導を受け、決定事項は職員会議の承認を受けなければなりません。

第6章 会則の改正

第20条 会則の改正

この会の会則の改正は全会員の3分の2以上の賛成を必要とします。

生徒会本部役員選挙規定

1. 役員の選挙は、原則として 10 月に行います。
2. 立候補資格は、本校 1, 2 年生在学中の生徒で、生徒心得を守り学校生活を向上する意欲を持つ生徒とします。
3. 立候補の届け出は、公約を付記して文書で行うものとします。
4. 選挙用ポスターは選挙管理委員会既定の物を使用し、内容については同委員会の承認を得なければいけません。なお、掲示場所は指定された場所とします。
5. 選挙運動は選挙管理委員会の指示を受けて行うこととします。
6. 生徒会本部役員は、定員 8 名とします。
7. 定員に満たない場合、もしくは欠員が生じた場合、補欠選挙を行います。
8. 定員と同じ数の立候補が出た場合は信任投票を行います。
9. 会長は 2 年生から、副会長の定員は、2 年生 1 名、1 年生 1 名とします。
10. 選挙関係の事務に関してはすべて選挙管理委員会が行うものとします。
11. 選挙管理委員会では以下の仕事を行います。
①選挙公示 ②立候補受付 ③立候補一覧作成、掲示 ④選挙運動用ポスター配布、内容承認
⑤投票用紙の作成 ⑥立ち合い演説会の計画と実施 ⑦開票と開票結果の報告
12. 選挙公示後、10 日後を立候補の締め切りとします。
13. 投票完了後開票し、開票結果の発表は翌日とします。
14. 選挙規定の改定や不備な点があれば生徒総会で決定します。